平成２２年（フ）第１０１６号
埼玉県入間市大字南峯419番地29
債務者　吉岡由美子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第１０１８号
埼玉県入間市向陽台１丁目１番地15　県住４―504
債務者　斎藤　剛雄
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第５２３号
埼玉県東松山市大字東平1417番地１　コスモ東松山113
債務者　三ツ木一彦
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２２年（フ）第２５２号
千葉県旭市蛇園3804番地
債務者　川名　智央
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２２年（フ）第２６１号
千葉県東金市極楽寺578番地11
債務者　新保　弘美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２２年（フ）第２７１号
千葉県香取郡多古町本三倉755番地１
債務者　石井　雄士
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２２年（フ）第２９３号
千葉県東金市南上宿29―８　ボヌール東金105号室、登録原票記載事項証明書上の住所　千葉県市原市南国分寺台５丁目３番地１
債務者　丸山正祐こと　金　　寅旺
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２２年（フ）第５３７号
静岡県裾野市御宿1098番地
債務者　豊岡　秀樹
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第５５０号
静岡県三島市谷田・小山押切・1275番地の１
債務者　坂本　正治
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第５６３号
静岡県沼津市新沢田町17―８　レオパレス陽光101、住民票上の住所神奈川県横須賀市平成町１丁目５番地３　ソフィアステイシア912
債務者　米倉　里砂
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第５６５号
静岡県沼津市今沢642番地の４　市営今沢団地Ａ２―203
債務者　加藤　國雄
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第５７１号
静岡県御殿場市二枚橋159番地の２　二枚橋団地Ａ405
債務者　熊野　　均
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第３４４５号
愛知県瀬戸市原山台２丁目20番403号
債務者　斎藤夢通美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第３５４５号
名古屋市港区神宮寺２丁目306番地の２
債務者　金城　豊美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第３６００号
名古屋市名東区赤松台124番地　Ｕ’ｓ　Ｈｉｍｅ　Ｉ―102号
債務者　蜜澤　佳子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第４号
三重県松阪市大津町416番地３　桔梗ハイツ２―202
債務者　青木征四郎
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
津地方裁判所松阪支部
平成２２年（フ）第７９号
香川県観音寺市柞田町乙2285番地２
債務者　荻田　晶子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
高松地方裁判所観音寺支部